

安曇野市自治基本条例に関係すると思われる各種条例等

1 安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針

P 1

2 安曇野市パブリックコメント手続実施要綱

P 6

3 安曇野市環境基本条例

P 9

4 安曇野市景観条例

P 13

安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 附属機関（第3条—第11条）
- 第3章 有識者会議（第12条—第17条）
- 第4章 その他（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この指針は、附属機関及び有識者会議の適正な設置及び運営等に関し基本的な事項を定めることにより、行政運営の効率性、透明性、公平性、適正性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67条）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関をいう。

2 この指針において「有識者会議」とは、行政運営上の参考とするため、法律又は条例の規定に基づかず、告示等により、有識者や市民の代表等の参集を求めて、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議をいう。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 行政施策の伝達など市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる目的とするもの
- (2) まちづくりやイベントの実行、啓発等を主たる目的とするもの
- (3) 表彰の受賞者、補助金交付先、契約の相手方等の選考又は選定のために意見を聴取するもの
- (4) 広聴を主たる目的とするもの
- (5) 市職員の研修、研究等を主たる目的とするもの
- (6) その他この指針の対象とすることが不適切なもの

第2章 附属機関

（附属機関の設置）

第3条 新たな附属機関の設置にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 他の附属機関と担任事務が重複しないよう、必要最低限の設置にとどめること。
- (2) 専門知識の導入、公平性の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とする場合で、専門委員制度又は有識者会議の活用、パブリックコメントの実施その他の行政手段ではその目的が達成されないものであること。

（附属機関等の見直し）

第4条 次の各号のいずれかに該当する附属機関については、積極的に廃止又は統合を検討しなければならない。

- (1) 既に設置の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等に伴い設置の必要性が低下したもの
- (3) 会議の開催が年間1回以下であるその他活動状況が著しく不活発なもの
- (4) 定例的な報告や情報交換程度の形式的開催が主であるもの
- (5) 一般的な会議又は他の行政手段による対応が可能であるもの
- (6) 類似又は関連する附属機関の部会等として設置すれば足りるもの
- (7) 行政の総合性及び効率性を確保するため統合することが望ましいもの

(附属機関等の委員の選任)

第5条 附属機関等の委員の選任に当たっては、その設置目的を踏まえて、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 委員の数は、原則として15人以内とする。ただし、法律又は条例に定めがある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 同一附属機関等での在任期間は、原則として6年以内とする。
- (3) 女性委員の割合が35パーセント以上となるよう努める。
- (4) 附属機関の設置目的、審議内容等を十分勘案したうえで、公募委員の登用を図る。
- (5) 同一人が多数の附属機関の委員を兼ねないよう、原則として兼職数は、3を上限とする。
- (6) 改選期等に当たっては、当該附属機関における関係団体の構成等について検討を行うとともに、推薦の依頼に当たっては団体の代表者に限定せず、適任者が得られるよう配慮する。
- (7) 市の常勤の一般職職員は、委員に任命しないこと。ただし、審議の内容が専門的で市職員の参加が不可欠である場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 前項第2号及び第5号の規定は、委員に選任しようとする者が次のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者と認められる場合
- (2) 当該附属機関の所掌事務に関し、特に専門的な知識経験等を有する者が、その者以外に得難い等特別の事情があると認められる場合

(個人番号の取扱い)

第7条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により、委員への報酬等の支払に関する源泉徴収票、給与支払報告書その他の税務関係調書の作成に必要となる委員の個人番号の取扱いについて、次の点に留意する。

- (1) 個人番号の提供を求めるに当たっては、利用目的を明示する。
- (2) 個人番号の提供を受けるに当たっては、個人番号カードの提示又は通知カードと

官公署発行の顔写真付き書類の提示を求めるなど番号確認と本人確認をする。

- (3) 個人番号を目的外に利用しない。
- (4) 個人番号の漏えい、滅失をしないよう取扱者を限定し、及び保管方法を決めるなど安全かつ適切な管理をする。
- (5) 必要のない個人番号は、保管期限経過後に速やかに廃棄し、又は削除する。

(附属機関会議の公開)

第8条 附属機関の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き公開するものとする。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるその他会議の目的が達成されないと認められる場合。なお、附属機関は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(会議開催の周知)

第9条 公開可能な附属機関の会議の開催にあたっては、当該附属機関の概要、開催日時、開催日時、開催場所、議題、傍聴手続等を事前に市民に周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する市民への周知は、記者資料提供の方法によるものとし、会議開催の1週間前までに行うよう努めなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、会議開催の積極的な周知に努めなければならない。

(会議資料の配布)

第10条 附属機関の会議を公開する場合は、傍聴人に会議資料又はその概要を記載した資料を配布し、又は閲覧に供するよう努めなければならない。ただし、安曇野市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記載されているものについてはこの限りでない。

- 2 前項前段に規定する資料については、会議終了後、ホームページ等において公開しなければならない。

(会議録等の作成)

第11条 附属機関は、会議の公開、非公開に関わらず、会議終了後速やかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録」という。）を作成しなければならない。

- 2 会議録は積極的に公開するよう努めなければならない。

第3章 有識者会議

(有識者会議の開催)

第12条 新たな有識者会議の開催にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 他の有識者会議と目的が重複しないよう、必要最低限の開催にとどめること。
- (2) 個々の有識者等から意見聴取やパブリックコメントの実施など、他の行政手段で

はその目的が達成されないものであること。

(3) 可能な限りサンセット方式を採用し、廃止時期を明記すること。

(有識者会議の見直し)

第13条 次の各号のいずれかに該当する有識者会議については、積極的に廃止又は統合を検討しなければならない。

- (1) 既に設置の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等に伴い設置の必要性が低下したもの
- (3) 会議の開催が年間1回以下であるなど活動状況が著しく不活発なもの
- (4) 定例的な報告又は情報交換程度の形式的開催が主であるもの
- (5) 一般的な会議又は他の行政手段による対応が可能であるもの
- (6) 類似又は関連する附属機関等の部会等として設置すれば足りるもの
- (7) 行政の総合性及び効率性を確保するため統合することが望ましいもの

(有識者会議の委員の選任)

第14条 有識者会議の委員の選任に当たっては、その設置目的を踏まえて、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 委員の数は、原則として15人以内とする。ただし、法律又は条例に定めがある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。
 - (2) 女性委員の割合が35パーセント以上となるよう努める。
 - (3) 有識者会議の設置目的、審議内容等を十分勘案したうえで、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を任命すること。
 - (4) 委員の在任期間は、通算して6年を超えないこと。
 - (5) 同一人が多数の有識者会議の委員を兼ねないよう、原則として兼職数は、3を上限とする。
- 2 前項第4号及び第5号の規定は、委員に任命しようとする者が次のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 当該有識者会議の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者と認められる場合
- (2) 当該有識者会議の所掌事務に関し、特に専門的な知識経験等を有する者が、その者以外に得難い等特別の事情があると認められる場合

(個人番号の取扱い)

第15条 個人番号の取扱いについては、第7条の規定を準用する。

(会議の公開等)

第16条 有識者会議の公開、公開方法、会議開催の周知、会議資料の配布及び会議録等の作成については、第8条から第11条の規定を準用する。

(留意事項)

第17条 有識者会議は、行政運営上の参考とするため、個々の委員から意見聴取や意見交

換の場であることから、附属機関と誤解を招かないよう、その運営にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 会議の名称には、「紛争処理委員会」「審査会」「審議会」「調査会」の名称を用いないこと。
- (2) 会議の趣旨及び目的について、「調停する」「審査する」「審議する」「答申（諮詢）する」「建議する」「調査する」の表現を用いないこと。
- (3) 徴取した意見については「答申」等合議体として結論と受け取られるような呼称を付さないこと。
- (4) 合議による意思決定を行わないこと（定足数や議決方法などの議事手続を定めないこと）。
- (5) 委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合は、報償費とすること。

第4章 その他

(事前協議)

第18条 新たに附属機関を設置し、又は有識者会議を開催しようとする場合は、事前に総務部行政管理課に協議の上、財政部財政課長に合議しなければならない。

- 2 附属機関又は有識者会議を廃止し、又は統合した場合には、総務部行政管理課に報告しなければならない。
- 3 附属機関及び有識者会議の委員を選任する場合は、財政部財政課長に合議しなければならない。

(その他)

第19条 この指針に定めるものほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

○安曇野市パブリックコメント手続実施要綱

平成20年7月1日告示第133号

改正

平成26年2月4日告示第22号

安曇野市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と行政の協働によるまちづくりの実現、及び開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容等必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報、提言等（以下「意見等」という。）を募集し、提出された意見等を考慮して政策等の意思決定を行うとともに、これらに対しての市の考え方を公表するまでの一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う政策等に利害関係を有する者

(対象となる事案)

第3条 パブリックコメント手続の対象事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施機関の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は変更
 - (2) 実施機関の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収その他これらに類するものを除く。）の制定又は改廃
 - (4) 実施機関の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を及ぼすと認める施策の策定又は改廃
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関はパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 対象事案の策定等に当たり、パブリックコメント手続に準じた手續が法令等により定められているもの
- (2) 実施機関が緊急を要すると認めるもの
- (3) 実施機関が軽微な変更と認めるもの及び実施機関に裁量の余地がないもの
- (4) 対象事案がその策定のための委員会、審議会等により策定されてきたもので、その過程の中でこの要綱に準じた手續を経てきたと、実施機関が判断したもの
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するもの

(実施時期)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施するときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に実施するものとする。

(公表の方法)

第5条 実施機関は、前条の規定によるパブリックコメント手続を実施する際には、対象事案の公表を次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙及びホームページへの掲載
 - (2) 市掲示場への掲示
 - (3) 実施機関の担当課等及び各支所における閲覧
- 2 対象事案の内容が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項の方法により公表することとし、対象事案、資料等の全体については、実施機関の担当課等における閲覧のみとすることができる。
- 3 実施機関は、前項の規定により対象事案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等、当該対象事案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、対象事案を公表したときは、提出方法及び提出先を定め、公表した日から30日以上の期間を設けて、市民等からの意見等を募集するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、募集期間を短縮することができる。
- 3 第1項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により受けるものとし、当該意見等を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称や、勤務場所等の当該意見等を提出した者を特定できる事項の記載を求めるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

(意見等の反映)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を踏まえて、対象事案について意思決定

を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

ただし、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

(1) 意見等の概要

(2) 意見等に対する実施機関の考え方

(3) 意見により対象事案の修正を行ったときは、その修正内容

3 前項の規定による公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、計画等の意思決定を行う過程にあるものについては、この告示の規定は適用しない。ただし、実施機関が、第3条の規定と照らしあわせて必要と認める計画等については、この告示の規定に準じた手続を実施するものとする。

附 則（平成26年2月4日告示第22号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

安曇野市環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条—第16条）
- 第3章 環境審議会（第17条—第21条）
- 第4章 雜則（第22条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の豊かな環境の保全と創造について基本理念を定め、次の世代へより良いものとして引き継いでいくために、市、市民及び事業者の果たすべき役割を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する取組の基本的な方針を示すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全と創造 市の環境を守り、より良いものとして育むとともに、豊かな環境を生かした地域づくりを進めるための新たな環境資源を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を守るうえで障害になるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動によって引き起こされる地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少やその他の地球全体にわたる環境問題に対して、将来にわたって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保のために必要な取組をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げることを基本理念として行わなければならない。

- (1) 人が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない豊かな環境の恵みを味わい受けるとともに、これが将来の世代により良いものとして引き継がれるように行うこと。
- (2) 人の生活環境が保全されるとともに、自然環境を構成する大気、水、土壤等の要素が良好な状態に保持されるように行うこと。
- (3) 多様な生物が生息できる豊かな自然環境を守り育てることが重要であることを認識し、人と自然が共生していくことができる社会が実現されるように行うこと。
- (4) 私たちが先祖から受け継いできた伝統文化及び歴史遺産が保存されるとともに、景観が保全され、適切に地域づくりに活用されるように行うこと。
- (5) 地球上の資源に限りがあることを認識し、資源及びエネルギーの消費や廃棄物の発生が抑制され、循環型社会を築き上げられるように行うこと。

- (6) 衛生的で快適かつ美しい生活環境の保全が図られるように行うこと。
 - (7) 私たちの身近な環境が地域の環境と深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活や事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように行うこと。
- (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民及び事業者と協力しながら、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、かつ、実施するものとする。

- 2 市は、市民や事業者の環境の保全と創造のための取組に対し、積極的に支援するものとする。
 - 3 市は、自ら率先して環境への負荷の低減を推進するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、日常生活における環境への負荷を減らし、環境の保全と創造に積極的に取り組まなければならない。

- 2 市民は、市や事業者が行う環境の保全と創造のための取組に積極的に協力しなければならない。
- (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる環境への負荷を減らし、公害の防止や自然環境の保全のために、必要な措置を自らの責任と負担において行わなければならない。

- 2 事業者は、環境の保全と創造に取り組むとともに、市の行う環境保全のための施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本市に滞在するものは、基本理念に基づき、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が行う環境の保全と創造のための取組に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

- (1) 人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の障害を防止し、安全・安心な生活環境を確保すること。
- (2) 希少な野生生物の保護、多様な自然環境の保全を通して生物の多様性の確保を図るとともに、自然と人の共生を確保すること。
- (3) 河川、地下水等の豊かな水環境を保全し、水資源を有効利用すること。
- (4) 自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史文化的な特性を生かした景観の形成により、やすらぎのある良好な環境を創造すること。
- (5) 資源の循環的活用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を築くこと。
- (6) 山林の計画的な育成管理及び森林資源を有効利用すること。
- (7) 一人ひとりが環境の保全と創造に主体的に取り組むことができるよう、市の将来を担う次

の世代を中心に、環境教育、環境学習を推進すること。

- (8) すべての者の公平な役割分担に基づく環境の保全と創造を促進すること。
- (9) ごみ等の投げ捨てや廃棄物の放置を防止し、美しい景観や快適な生活環境を形成すること。
- (10) 市民及び事業者が地球環境保全への行動を進めるよう、普及活動、啓発活動等を推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、良好な環境の保全と創造に関する将来の目標や施策の方針、長期的な指針などを定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、第3章に規定する安曇野市環境審議会の意見を聴くとともに、多くの市民や事業者の意見を反映しなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(年次報告の公表)

第10条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創造に関して行った施策について、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境基本計画との調整)

第11条 市は、環境基本計画の効果的な推進を図るため、市が自ら実施するすべての施策について、環境基本計画との整合性を図るものとする。

(環境への配慮)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画し、実施しようとする事業者に、環境の保全と創造について適正な配慮が行われるよう誘導するものとする。

(規制的措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境、生活環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関して、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(財政的、経済的措置)

第14条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、市民や事業者が良好な環境の保全と創造に関する活動を行うに当たって必要があるときは、経済的な助成や物質的な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、市民及び事業者と協力して環境の保全と創造のために必要な体制を整備するものとする。

(市民、事業者等の自発的活動)

第16条 市は、市民、事業者、民間団体等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動が、積極

的に行われるよう支援するものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、安曇野市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、必要に応じ、前項に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し知識と経験のある者 17人以内
 - (2) 関係行政機関の職員 3人以内
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときのその職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(特別委員)

第20条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 特別委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第21条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員から市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

第4章 雜則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○安曇野市景観条例

平成22年9月30日条例第29号

改正

平成24年3月26日条例第10号

安曇野市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画（第7条—第9条）
- 第3章 行為の規制等（第10条—第20条）
- 第4章 景観重要建造物等（第21条—第26条）
- 第5章 自主的活動の支援（第27条—第30条）
- 第6章 安曇野市景観審議会等（第31条・第32条）
- 第7章 雜則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、景観計画の策定、行為の規制その他景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより市、市民、事業者等が一体となって、次世代に誇れる景観づくりの推進を図り、もって暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 良好的な景観をまもり、活かし、つくり及び育てることをいう。
- (2) 工作物 土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物及び屋外広告物以外のもので、次に掲げるものをいう。
 - ア 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
 - イ 煙突その他これに類するもの
 - ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これに類するもの
 - エ 電波塔、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
 - オ 高架水槽、サイロその他これらに類するもの
 - カ コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
 - キ 自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）の用途に供する施設
 - ク 農産物、飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
 - ケ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 - コ 観覧車、コースター、メリーゴーラウンド、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
 - サ その他市長が景観に及ぼす影響が大きいと認めるもの

- (3) 市民等 市内に居所若しくは住所を有する者又は土地、建築物若しくは工作物を所有、管理、占用若しくは使用する者をいう。
 - (4) 事業者 市内で事業を営むものをいう。
 - (5) 施工者等 宅地の造成、土地の開墾その他の土地利用の変更を行う者及び建築物の建築等、工作物の建設等その他これらに類する行為を行う者並びにこれらの行為に関わる設計を業として行う者をいう。
- 2 前項各号の規定によるものほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

- 第3条 市は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民等並びに事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
 - 3 市は、建築物の建築等、工作物の建設等又は公共施設の整備等に当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
 - 4 市は、市民等及び事業者の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、市民等及び事業者の景観づくりに資する活動を支援し、その積極的な参加を推進するものとする。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深め、地域の景観づくりに積極的に参加するよう努めなければならない。
- 2 市民等は、自らの所有、管理、占用又は使用する土地、建築物又は工作物が景観を構成する要素であることを認識し、景観への配慮に努めるとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び施工者等の責務)

- 第5条 事業者は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深め、その事業活動が地域の景観づくりに貢献できるよう努めなければならない。
- 2 施工者等は、自らの業務が景観づくりに関わることを認識し、景観づくりに対する関心と理解を深めるとともに、土地、建築物又は工作物に関する専門的な知識、経験等を活かし、景観づくりに積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
 - 3 事業者及び施工者等は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(来訪者への要請)

- 第6条 市、市民等及び事業者は、来訪者に対し、自らが取り組む景観づくりに対して、理解と協力を求めることができる。

(景観計画等の策定)

- 第7条 市長は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画に定める基準等の内容を広く市民等に周知し、その内容に即した景観づくりを推進することに対する理解を促すことを目的として、安曇野市景観づくりガイドラインを作成するものとする。
- 3 市長は、景観計画を策定し、又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観計画に定める事項に関する措置)

- 第8条 景観計画区域は、規則で定めるところにより、次に掲げるエリアに区分するものとする。
- (1) まちなみエリア
- (2) 田園エリア
- (3) 山麓・山間部エリア
- (4) 山岳エリア
- 2 市長は、前項各号に掲げるエリアのほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する土地であって、一体として、よりきめ細かな景観づくりを推進する必要があると認める区域を景観づくり推進地区（以下「推進地区」という。）として定めることができる。
- (1) 土地利用上的一体性が認められる土地の区域
- (2) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴ある景観を有する区域
- (3) 第27条第1項に規定する景観づくり住民協定が締結されている区域
- (4) その他市長が認める区域
- 3 市長は、推進地区を定めようとするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 第1項各号に掲げるエリアにおける法第8条第2項第2号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（以下この条において単に「方針」という。）及び同項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（以下この条において「行為制限」という。）は、当該エリア（推進地区を定めた場合にあっては、推進地区）ごとに定めるものとする。
- 5 推進地区において定める方針は、当該地区が該当するエリアの方針と調和の保たれるものでなければならない。
- 6 推進地区が定められたときは、当該地区が該当するエリアの行為制限に代えて、推進地区において定める行為制限を適用する。

(計画提案)

- 第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項の規定による景観協議会並びに第27条第1項の規定による景観づくり住民協定の認定を受けた団体及び第28条第1項の規定による景観づくり市民団体の認定を受けた団体とする。
- 2 景観法施行令（平成16年政令第398号）第7条ただし書の条例で定める規模は、法第81条第1項

の規定による景観協定、推進地区又は景観づくり住民協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

3 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の規定による判断をするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項の提案を行った者は、安曇野市景観審議会に出席し、その提案に関する意見を述べることができる。

第3章 行為の規制等

(景観計画への適合)

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に定める基準に適合するようにしなければならない。

(条例施行日前から存する建築物等に対する指導又は要請)

第11条 市長は、この条例の施行前から存する建築物、工作物、屋外工作物又は空地が、景観計画に適合しないもので、景観づくりのために必要があると認めるときは、それらの所有者、管理者、占用者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、推進地区内の既存の建築物、工作物、屋外工作物又は空地が、その地区に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、管理者、占用者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとることを要請することができる。

(行為の届出及び公表)

第12条 法第16条第1項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第1号及び第4号に掲げる行為とする。

4 法第16条第1項の規定による届出は、その行為が安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第29号）第24条第1項の規定による事業承認を受けなければならない場合は、同条例第18条第2項に規定する開発事業の案を提出した後でなければならない。

5 第1項の規定により届出をした者は、届出の日の翌日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより、その行為に係る事項を記載した標識を予定区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の建築等

(2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更

- (3) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更
 - (4) 屋外における再生資源の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
 - (5) 法第16条第1項の規定により届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
 - (6) 砂防法（明治30年法律第29号）の規定に基づき許可を受けて行う行為
 - (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は同法第14条第1項の規定による認可を受けた地区画整理事業の施工として行う行為
 - (9) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第3項又は同法第10条第3項の規定による許可を受けて行う行為、同法第13条第3項又は同法第14条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同法第26条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (10) 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づき河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為
 - (11) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
 - (12) 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第17条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (13) 長野県文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第13条第1項（第34条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項（第29条及び第34条において準用する場合を含む。）又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (14) 安曇野市文化財保護条例（平成17年安曇野市条例第238号）第6条第1項第3号又は第4号の規定による許可を受けて行う行為
- （特定届出対象行為）

第14条 法第17条第1項の条例で定めるものは、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち同項の規定による届出を要する行為のすべてとする。

（届出行為に対する助言又は指導）

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

（指導、要請、助言、勧告等に係る手続）

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、第11条第1項の規定による指導、同条第2項の規定による要請、前条の規定による助言若しくは指導又は法に基づく処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、安曇野市景観審議会又は安曇野市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧

告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に弁明の機会を与えるとともに、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令に係る手続)

第17条 市長は、法第17条第1項及び第5項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならぬ。

(行為の着手の制限)

第18条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第20条第2項の規定による説明会の開催が必要な開発事業に該当する場合は、法第18条第1項に規定する期間を60日（特定届出対象行為について法第17条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあってその延長された期間が60日を超えるときは、その期間）とする。この場合において、法第16条第4項及び法第17条第2項に規定する期間も、また同様とする。

2 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項前段の期間を短縮することができる。

(行為の着手日の短縮の通知)

第19条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた制限に適合していると認めるときは、速やかにその届出をした者に対し、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間又は前条第2項の規定により同条第1項前段の期間を短縮する旨の通知をするものとする。

(完了の届出)

第20条 第12条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその行為の完了を届け出なければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得るとともに、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表するものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則としてその修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検す

ること。

- (4) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、その景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。
 - (5) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
 - (6) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあっては、次項各号に掲げる基準に準じて管理すること。
- 2 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
 - (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。
 - (3) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
 - (4) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、その景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(現状変更の規制の手続)

第23条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第24条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は法第26条若しくは法第34条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第25条 市長は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 第21条第2項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(援助又は助成)

第26条 市長は、法第46条の規定による求めがあった場合において、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存のために必要があると認めるときは、その所有者等に対して助言し、技術的援助又は保存に要する経費の一部を助成することができる。

第5章 自主的活動の支援

(景観づくり住民協定の認定)

第27条 市長は、市民等が景観づくりに関する協定を締結した場合において、その協定の内容が地域の景観づくりの推進に資するものであると認めるときは、その協定を景観づくり住民協定として認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする市民等は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により景観づくり住民協定を認定したときは、その旨を公表するものとする。

(景観づくり市民団体の認定)

第28条 市長は、景観づくりを目的とした活動を行う市民等が構成する団体を景観づくり市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観づくり市民団体の活動内容が、景観づくりに資すると認められなくなったときは、その認定を取り消すことができる。

4 市長は、第1項の規定により景観づくり市民団体を認定したとき、又は前項の規定によりその認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(支援・助成)

第29条 市長は、第26条に定めるもののほか、法第81条の規定による景観協定の締結、第27条第1項の規定による景観づくり住民協定締結の活動、前条第1項の規定による景観づくり市民団体の活動その他景観づくりに資すると認められる行為をしようとする者に対し、専門家の派遣若しくは技術的な援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第30条 市長は、景観づくりに著しく貢献していると認められるものに対し、その功績を表彰することができる。

第6章 安曇野市景観審議会等

(安曇野市景観審議会)

第31条 市長は、景観づくりに関する重要な事項を調査審議するため、安曇野市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内で組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 公募により選考された市民等
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、必要に応じ専門部会を設置することができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(安曇野市景観アドバイザー)

第32条 市長は、景観づくりの推進に必要な情報を収集し、この条例の運用に関する専門的な助言を聽くために、規則で定めるところにより、安曇野市景観アドバイザーを置くことができる。

第7章 雜則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 審議会の意見の聴取その他この条例を施行するため必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(安曇野市景観審議会設置条例の廃止)

- 3 安曇野市景観審議会設置条例（平成21年安曇野市条例第26号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 施行日前に、長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号。以下「県条例」という。）に基づく法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った行為については、その届出に係る処分等において県条例の規定を適用するものとする。

- 5 施行日前に、県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 6 この条例の施行の際に旧条例第1条の規定により設置されている審議会は、この条例第31条第1項の規定により置かれる審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

- 7 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成24年3月26日条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）